

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月26日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

1 臨時代理の要旨

令和6年第4回東広島市議会定例会に提出する次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長から意見を求められたが、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 市議会提出議案の内容

令和6年度東広島市一般会計補正予算（第6号）

3 臨時代理年月日

令和6年12月13日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を

作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

令和6年度東広島市一般会計補正予算(第6号) (学校教育部・こども未来部(幼稚園)関係分)

1 歳入歳出予算の補正

(1)歳出

(単位:千円)

款 項 目	補正額	事 業 名	内 容
10款 教育費			
1項 教育総務費			
2目 事務局費	12,967	特別職給与 101 職員給与 10,000 教育委員会事務局管理事務 2,866	人事院勧告対応による職員給与等の調整。 人事院勧告対応による会計年度任用職員給与等の調整。
3目 教育推進費	19,189	学校の元気応援事業 11,593 部活動等支援事業 611 生徒指導推進事業 1,807 学校支援センター運営事業 3,067 特別支援教育推進事業 324 外国につながる児童生徒への教育推進事業 1,787	人事院勧告対応による会計年度任用職員給与等の調整。
2項 小学校費			
2目 教育振興費	37,445	小学校教育支援者配置事業 37,445	人事院勧告対応による会計年度任用職員給与等の調整。
3項 中学校費			
1目 学校管理費	1,031	中学校運営事業 1,031	人事院勧告対応による会計年度任用職員給与等の調整。
2目 教育振興費	16,496	中学校教育支援者配置事業 16,496	人事院勧告対応による会計年度任用職員給与等の調整。
4項 幼稚園費			
1目 幼稚園費	▲ 1,587	職員給与 1,000 幼稚園管理運営事業 ▲ 2,587	人事院勧告対応による職員給与等の調整。 人事院勧告対応による会計年度任用職員給与等の調整。 幼稚園教諭の欠員補充として見込んでいた人件費が不要となったため減額する。
6項 保健体育費			
3目 給食センター費	3,976	職員給与 2,500 学校給食センター管理運営事業(東広島) 704 学校給食センター管理運営事業(西条) 112 学校給食センター管理運営事業(北部) 335 学校給食センター管理運営事業(安芸津) 325	人事院勧告対応による職員給与等の調整。 人事院勧告対応による会計年度任用職員給与等の調整。
合 計	89,517	(うち職員給与) 13,601	

令和6年度東広島市一般会計補正予算(第6号) (生涯学習部関係分)

1 歳出予算の補正

(1) 歳出

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明	内 容
10款 教育費			
5項 社会教育費			
1目 社会教育総務費	14,436	職員給与 11,000	人事院勧告対応による職員給与等の調整。
		生涯学習管理事務 2,299	人事院勧告対応による会計年度任用職員給与等の調整。
		芸術文化振興事業 301	
		青少年健全育成事業 246	
		児童青少年センター管理運営事業 590	
2目 社会教育振興費	3,214	生涯学習活動推進事業 3,214	
6項 保健体育費			
1目 保健体育総務費	17,000	職員給与 3,000	人事院勧告対応による職員給与等の調整。
合 計	34,650	(うち職員給与) 14,000	